

新見市小口融資

(新見市中小企業融資あっせん要綱による融資)

■ご利用いただける方

- (1) 市内において1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者又は中小企業協同組合
- (2) 納期の到来した市税を完納していること。ただし、特別小口融資を利用する場合は、市民税の所得割課税がされていることが必要です

■融資条件

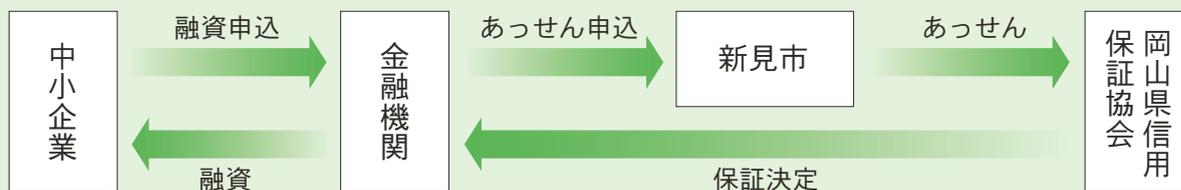
融資の区分	普通融資	特別小口融資	災害融資
資金用途	運転・設備		
融資限度額	1,000万円以内	300万円以内	700万円以内
融資期間	60ヵ月以内		
利率	年1.90%(変動型)		市長が別に定める
保証料	0.45%~1.52%		
連帯保証人	信用保証協会の規定による		

■保証料区分

(単位：%)

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	区分8	区分9
1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45

■融資申込の手続き(フロー図)



■取扱金融機関

- ・中国銀行（新見支店）・トマト銀行（新見支店）・山陰合同銀行（新見支店）
- ・備北信用金庫（新見営業部・中央支店・正田支店・大佐支店）

■補助制度

- ・この制度を利用して融資を受けた中小企業者に対し、払込約定利子・保証料の一部を補助します。詳しくは、次頁の制度融資利子補給制度、中小企業設備近代化資金利子補給制度、信用保証料補助制度の項目をご覧ください。